

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 38 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2018 年 4 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

日豪間の水素プロジェクトが開始

オーストラリア政府の資金支援の決定を受け、2018 年 4 月 12 日に、川崎重工業株式会社が主導する日本・オーストラリア間の水素サプライチェーン・プロジェクト（Hydrogen Energy Supply Chain project）の開始が発表されました。本プロジェクトは、ビクトリア州ラトロープバレーの褐炭（brown coal）と呼ばれる石炭から水素を製造、液化して日本に輸送するという実証事業であり、低炭素エネルギーとして期待されている低排出水素のサプライチェーンの構築を目指しています。

2019 年には水素ガス精製、液化水素製造などの実証設備を建設し、2020 年から 2021 年の間に最初の水素製造及び輸送試験を実施することが予定されています。

本プロジェクトには、川崎重工業株式会社の他、日本から電源開発株式会社、岩谷産業株式会社及び丸紅株式会社が参加し、オーストラリアからは、電力大手の AGL Energy Limited が参加しています。弊所は 2013 年より本プロジェクトのリーガルアドバイザーとして携わってきました。

本稿では、本プロジェクトの説明に加え、本プロジェクトにおける弊所の関わりについてご紹介します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら



その他の注目のトピック

取締役の財務上の責任

会社の取締役社長（managing director）が、計算書上の不適切な計上を見逃し、会社法上要求されている財務報告要件を遵守するために必要な合理的措置を講じなかったとして、連邦裁判所は、当該取締役に対し、5年間に及ぶ企業経営の資格停止と2万5000豪ドルの罰金を科しました。連邦裁判所は、経営陣や外部監査人に依拠するだけでは、取締役としての義務を果たしたことはないことを明らかにしました。この裁判例の概要とポイントについて解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

事情変更による小口賃貸借法の適用終了

ヴィクトリア州民事行政審判所（Victorian Civil and Administrative Tribunal）は、ビクトリア州の小口賃貸借法（Retail Lease Act 2003）の適用の有無が問題になった事案で、賃貸借契約時に小口賃貸借法の適用対象となる賃貸借契約であっても、事情の変更により事後的に小口賃貸借法の適用対象から外れる可能性があることを示唆しました。小口賃貸借法の適用から外れた場合、賃借人の費用負担や賃貸人の修繕義務の変更等、賃借人・賃貸人双方に多大な影響が生じることになります。この事案の概要と実務上の影響について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

個人情報を含むビッグデータの取り扱い

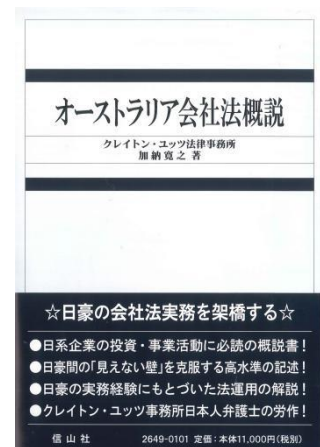
企業や政府は、個人情報を含むビッグデータを取り扱うことが増えている一方、情報の流出に伴うリスクが増大しているため、より強固な情報の管理体制の構築が必要となってきています。今回は、個人情報を含むビッグデータを取り扱う場合のリスクと実務上の対策について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

研究開発費に関する税務上の優遇制度

政府は、企業の研究開発費に関する税務上の優遇制度について、本来通常のビジネス活動の範疇に入る活動を研究開発と位置づけるなど、趣旨に反する不誠実な利用がなされているという懸念を示し、一定の対策が講じられる見込みです。政府が示した懸念の概要と実務上の対

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

策について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

都市計画法（オーストラリア首都特別地域）

2018年3月29日、オーストラリア首都特別地域の都市計画法が改正されました。本改正により、（1）危険物の保管に関する計画の評価について新たな枠組みが導入され、（2）汚染された土地の開発に関する影響評価手続の適用範囲が限定されるほか、（3）従前、大臣の裁量とされていた都市計画の変更について適切な委員会への上程が必須となりました。この改正の概要を解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

鉱山の安全に対する規制強化（クイーンズランド州）

クイーンズランド州において、2018年3月20日、鉱山の安全に関する改正案（Mines Legislation (Resources Safety) Amendment Bill 2018）が提出されました。改正案が成立した場合、（1）会社や従業員に課される罰金の最高額が増額され、（2）労働安全衛生委員会は、現場を監督する従業員の能力について評価し、資格を停止・剥奪することができるようになるほか、（3）労働安全衛生に関する監督システムを単一化する改正、会社とは別に幹部従業員の義務が定められることとなります。この改正の概要について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

最近行われたセミナーのご報告

2017年の法改正の動向（2017年12月）

加納弁護士が「2017年の法改正の動向」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行い、競争法、消費者法、倒産法、労働法、個人情報保護法及び外国投資規制の6つ重要分野のトレンドを解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

新版「オーストラリアにおけるビジネス展開」（2017）

弊所作成にかかる「オーストラリアにおけるビジネス展開（原文はDoing Business in Australia）」と題する小冊子を2016年版から2017年版に改訂しましたので、お知らせいたします。以下のリンクから無料でダウンロードできますので、是非ご活用ください。

- [オーストラリアにおけるビジネス展開](#)（日本語版）
- [Doing Business in Australia](#)（英語版原文）

「豪州の不動産法制度と日本からの投資」（「ARES 不動産証券化ジャーナル」Vol. 39 - 2017年9月・10月号）

一般社団法人不動産証券化協会の機関紙であるARES不動産証券化ジャーナルにおいて、加納弁護士と鈴木弁護士が寄稿した記事。豪州の不動産法制度の概要を、日本の不動産法制度と適宜比較しながら、全体的に説明するものとなっています。記事はこちらの[リンク](#)（ARESのウェブサイト）から無料でダウンロードすることができます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 川合千秋
メール：ckawai@claytonutz.com



ロイヤー 藤崎信吾
メール：sfujisaki@claytonutz.com



ロークラーク 中島真嗣
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：mnakajima@claytonutz.com



ロークラーク 小野田春佳
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：honoda@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com